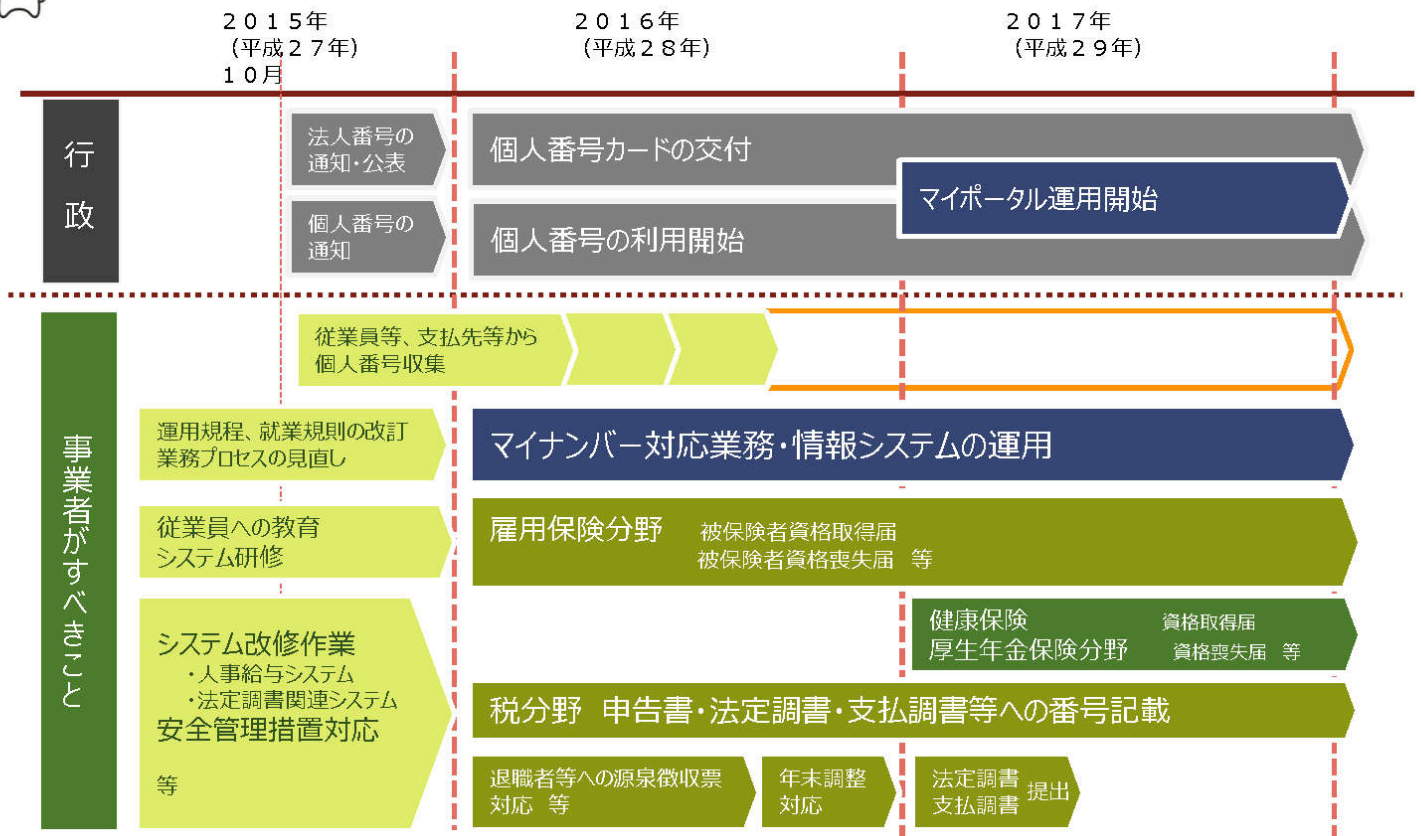




今後の実施スケジュール



番号法と個人情報保護法

個人情報保護法は一般法、番号法は特別法の関係にあり、特別法は一般法に優先します。

	番号法	個人情報保護法
適用対象	個人番号を取り扱う 全ての者	個人情報取扱事業者 穂人情報の数の合計が過去6月以内の いずれの日においても5000超の事業者
利用範囲	個人番号を含む個人情報 (2条) ※死者を含む	生存する 個人情報 (2条)
利用目的の変更	番号法で 限定的 に定められた事務の範囲内で、具体的な利用目的を特定し利用。	利用目的の特定、通知または公表(15条)
目的外利用	本人同意があっても利用不可 (9条)	本人への通知または公表 (16条)
第三者提供	法で限定的に 明記された場合を除き、提供不可 (14,15条)	本人からの同意取得 (16条)
データベース作成	必要な範囲を超えて作成不可 (28条)	本人からの同意、予め利用目的とする (23条)
安全管理措置	漏えい、滅失、毀損の防止ほか(12条,33条) 従業者の監督 (34条)	データ内容の正確性の確保 (19条)
		漏えい、滅失、毀損の防止ほか (20条) 従業者の監督 (21条)